

政令第四百四十八号

麻薬及び向精神薬取締法施行令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第五十四条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「除く」の下に「。第十条第三号において同じ」を加え、「（以下「旧制大学」という。

）」及び「（以下「旧専門学校」という。）」を削る。

第十条第三号を次のように改める。

三 学校教育法に基づく大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であつて、

通算して一年以上麻薬取締りに関する事務に従事したもの

第十条第四号を削る。

附 則

この政令は、令和三年五月一日から施行する。